



## 【台湾での新型コロナウイルス感染状況】

台湾では、5月に入ってから域内感染が広がり、第三級（第四級が最も厳しく外出制限がかかる）の警戒態勢が続いていましたが、台湾全土の一日の感染者数が20人前後と低い水準が続いたため、7月27日から第二級に緩められ、学校の再開、飲食店の店内飲食の再開等緩和が行われています。ただし、台北市と新北市では自治体独自に店内飲食を引き続き禁止とするなどの措置を発表しており、市民生活への実質的な変化はあまりありません。

またデルタ株流入を警戒し、海外からの台湾渡航の原則禁止措置は継続されるなど、ビジネスへの影響は引き続き大きい状況です。

## 【感染予防対策の一部緩和】

第二級感染対策のもと7月27日から8月9日まで以下の対応が継続されます。

- ・学校・幼稚園の条件付き再開
  - ・飲食店の店内飲食の条件付き再開（台北市、新北市は引き続き禁止）
  - ・マスク着用は引き続き義務（未着用で罰金）
  - ・カラオケ・バー等の特殊飲食業、レジャー施設、ジム等の営業は引き続き禁止
  - ・冠婚葬祭等の集会開催の条件付き解禁
  - ・宗教活動に伴う集会の条件付き解禁
  - ・室内50人以下の集会、屋外100人以下の集会の解禁
  - ・施設店舗出入りの際の個人情報提供は引き続き実施
- これに伴い通常出勤体制に戻す企業も多く出ています。

## 【台湾への入境制限】

2021年5月19日から原則としてすべてのビザの発給を停止しており、第二級警戒態勢に下げられた7月27日以降もこの措置は継続されています。そのため居留証を持たない外国人の一時的な出張、長期滞在を前提とした駐在とともに、現在日本から台湾に渡航することはできません。また再開のめども立っていません。

・感染者・死亡者速報通知(2021年7月30日付)

### 指揮中心快訊

資料更新日期  
2021/07/30

Central Epidemic Command Center (CECC) Press Release

**25**  
新增病例

本土 21	境外 4
----------	---------

**787**  
累計死亡

**15662**  
累計確診

目前15662例(14343本土、1266境外、36歎陸艦隊、2航空器、1不明及14調查中)

中央流行疫情指揮中心今(30)日公布國內新增25例COVID-19確定病例，分別為21例本土及4例境外移入；另確診個案中無新增死亡。

今日新增之21例本土病例(其中8例為居家隔離期間或期滿檢驗陰性者)，為14例男性、7例女性，年齡介於未滿10歲至80多歲，發病日介於今(2021)年7/24至7/28。個案分布以嘉義縣9例為最多，其次為臺北市7例、新北市4例、高雄市1例；其中18例為已知感染源、2例關聯不明、1例疫調中，將持續進行疫情調查，以釐清感染源。

近期確診個案解隔離情形，5/11至7/28累計公布14,420位確診個案中，已有12,817人解除隔離，解隔離人數達確診人數88.9%。

今日新增4例境外移入中，案15752為美國籍20多歲女性，7/28自美國來臺工作，持有搭機前3日內檢驗陰性報告，於機場採檢後至防疫旅館居家檢疫，並於今日確診；個案在臺期間並無症狀，相關接觸者匡列中。案15753為本國籍未滿10歲男童，7/28自美國返臺，持有搭機前3日內檢驗陰性報告，於機場採檢後至集中檢疫所居家檢疫，同日出現咳嗽有痰症狀，於今日確診；已匡列接觸者23人，其中11人為同行者及同班機前後兩排旅客，列居家隔離，餘12人為同班機機組員，列自我健康監測。案15754為本國籍40多歲女性，7/1自菲律賓返臺，持有搭機前3日內檢驗陰性報告，入境後至集中檢疫所居家檢疫，7/13檢疫期滿前採檢結果為陰性，7/16檢疫期滿後返家自主健康管理至7/22，期間並無外出，7/28由公司安排採檢，於今日確診(Ct值39)；個案在臺期間並無症狀，已匡列接觸者2人，列居家隔離。案15768為本國籍50多歲男性，今年5月前往印尼工作，6/28出現發燒症狀，7/4於印尼當地確診，並於7/9住院治療，7/29搭乘國際緊急醫療專機返臺，入境後即收住院隔離及採檢，並於今日確診；因個案返臺至後送就醫期間之相關人員均有適當防護，故無匡列接觸者。

詳情請參考疾管署7/30新聞稿

中央流行疫情指揮中心 關心您



## 【ビザ期間の自動延長措置の終了と延長申請手続きの必要性について】

7月26日までの第三級警戒態勢のもと、有効な居留証を持って台湾に滞在している外国人は居留期間が自動で30日延長されていました。しかし、7月27日から第二級に下げられたのに伴い、この自動延長期間中に居留証の期限を迎えている場合は8月25日までに事後の延長申請を行う必要があります。

同様に有効な停留ビザで滞在している場合も自動で延長されていましたが、8月6日までに延長申請を行う必要があります。

## 【ノービザ滞在の再延長措置について】

7月12日内政部移民署は2020年3月21日以前に台湾に合法的に入境し、滞在期間が180日を超える場合は、30日間の滞在期間延長（13回目）を発表しました。延長には特段の手続きは不要であり、自動で延長されます。これにより既に台湾にいながら本来の滞在期間が過ぎてしまっていた外国人は、引き続き台湾滞在が可能です。ノービザ延長措置で滞在している日本人は自身がいつまで滞在可能か再度確認することをお勧めします。

### フェアコンサルティング台湾

(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路3段128號7樓之1保富金融大樓

電話：+886-2-2717-0318

担当：坂下 (SAKASHITA)

[yu.sakashita@faircongrp.com](mailto:yu.sakashita@faircongrp.com)

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。